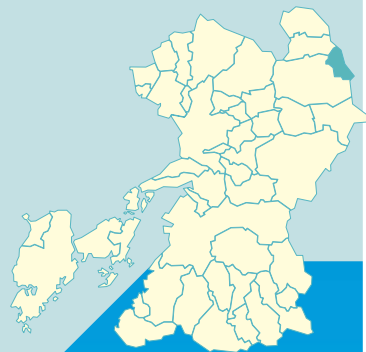


組合活性化情報

月刊

中央会



2025

5

May



 通常総会終了後の事務手続きについて

特集



今月の絶景／扇棚田（熊本県阿蘇郡南産山村）

日本の棚田百選や文化庁の重要文化的景観にも選ばれる景勝地で、扇状に広がる地形を活かして、棚田が作られています。16枚の棚田と3本の杉の景観は見事で、晴れた日には3つの日本百名山（阿蘇山、九重山、祖母山）が一望できます。また、時間帯によって水面に写り込む景色が変わり、多くの人々を魅了しています。



熊本県中小企業団体中央会
Kumamoto prefectural federation of small business Association

経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー
大樹生命



従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための 万一の保障

団体扱生命保険

団体扱* (月払) の場合、
一般扱 (口座振替月払等) で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクに
対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
業務災害補償保険 取扱代理店
大樹生命保険株式会社



- * 団体扱とは、熊本県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」および熊本県中小企業団体中央会の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の代理店・扱者として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 熊本支社

〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町 1-1 大樹生命ビル 5F TEL:096-354-4378
<https://www.taiju-life.co.jp/>

大樹-KB-2023-432 (損保)A-2023-112 (2023.9)
R-2023-1009 (2023.9)

Contents

特集

通常総会終了後の事務手続きについて02~04

- ・ 先進組合事例紹介（北部町工業団地協同組合）05
- ・ 組合HOTNEWS
 - TOBASE Island Works協同組合05
- ・ 中央会役員の声を聴く06
- ・ 中央会からのお知らせ
 - 第70回通常総会のご案内06
- ・ くまもとUBA
 - 青年部活動レポート／若手経営者交流会を開催しました！07
- ・ 景況ウォッチャー
 - 令和7年3月分10
 - 情報連絡員便り11
- ・ お知らせ
 - 熊本県信用保証協会からのご案内08
 - 熊本国税局からのお知らせ12
- ・ 掲示板
 - 令和7年度 中央会事務局 新体制12
 - 編集後記12



熊本の花

カーネーション

花言葉

赤色	母への愛	P色	感謝、熱愛
黄色	軽蔑、嫉妬	朱色	純粋な愛
紫色	誇り、気品	白色	尊敬、純潔な愛

5月の第二日曜日は母の日です。
母の日のプレゼントとして人気のカーネーションは色も豊富で花言葉も多く存在します。
「花言葉で気持ちを伝えたい」とお考えの方は、覚えておくと便利かもしれません。

県内産地 熊本市内、山都町、南小国他





特集

通常総会終了後の事務手続きについて

4月が到来し、多くの組合において新年度を迎えられたかと思います。また、5月には多くの組合が通常総会を迎え、総会終了後は登記・届出等の法律に基づいた事務手続きが必要となります。

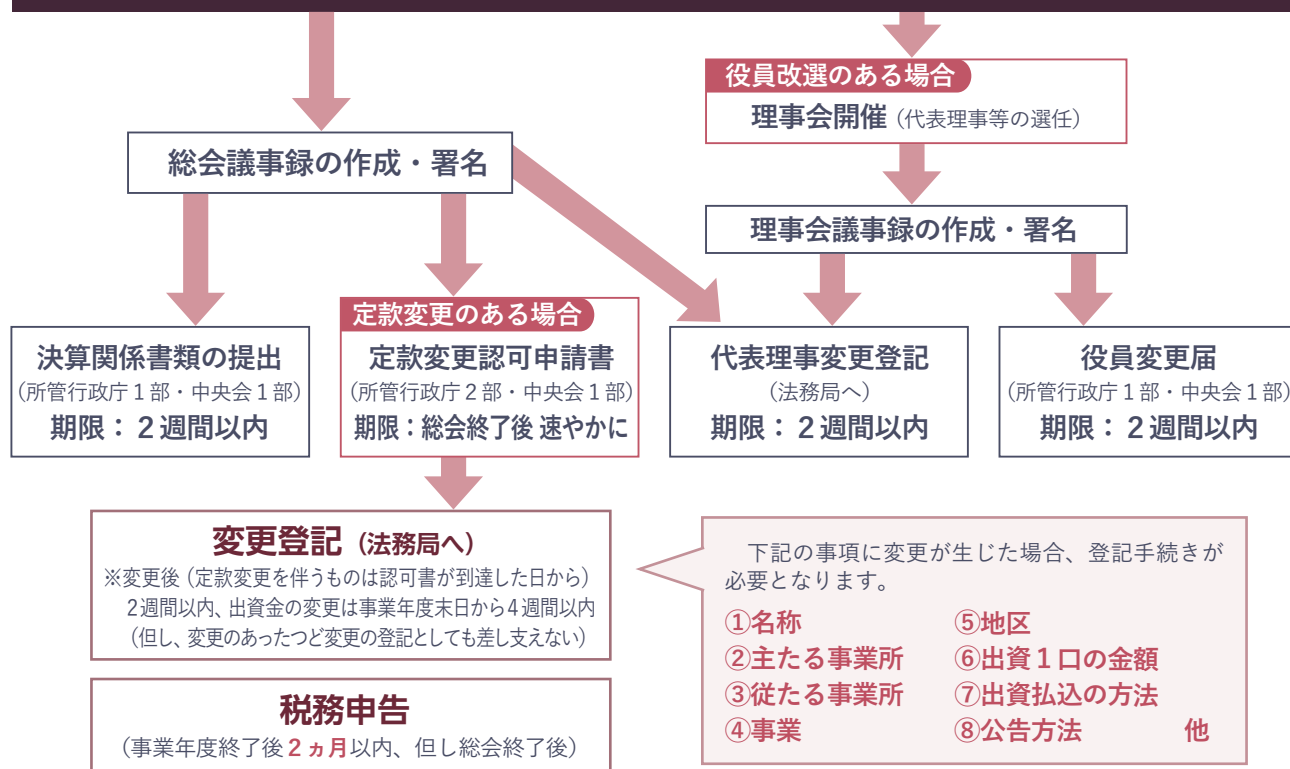
そこで本誌では、中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律等により義務付けられている通常総会終了後の事務手続きの流れについてまとめました。

なお、ご不明な点がございましたら、本会ホームページで様式をご確認いただくか、お気軽に電話にてご相談ください。

通常総会終了後のスケジュール

通常総会の開催

(「決算関係書類」及び「事業報告書」の承認、「事業計画書」、「収支予算書」及び会費の賦課徴収方法その他提出議案の承認)



通常総会終了後の処理事項

総会議事録の作成

総会議事録に必要な記載事項

- | | |
|----------------------------|-----------------------|
| ●招集年月日 | ●出席理事の氏名 |
| ●開催日時及び場所 | ●出席監事の氏名 |
| ●理事・監数の数及び出席理事・監事並びにその出席方法 | ●議長の氏名 |
| ●組合員数及び出席者数並びにその出席方法 | ●議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名 |

行政庁への決算関係書類の提出

通常総会終了後、**2週間以内**に決算関係書類を行政庁に提出することが義務付けられています。

提出書類

- | | | | | |
|-------------|-------|--------|--------|-------------------|
| ●事業報告書 | ●財産目録 | ●貸借対照表 | ●損益計算書 | ●剰余金処分 (又は損失処理) 案 |
| ●総会議事録 (謄本) | | | | |

■役員変更届の行政庁への届出

役員改選、氏名、住所の変更などがあつた場合には、変更の日から**2週間以内**に、所管行政庁に役員変更届を提出しなければなりません。なお、役員変更届は、役員改選の有無に関わらず役員の補充や代表理事または役付理事の交代、役員の辞任等、一部でも役員の変更があつた場合でも届出が必要です。

役員変更届の添付書類

- 変更事項を記載した書面（新旧役員氏名（住所）対照表）
- 変更の年月日及び変更の理由を記載した書面
- 新役員選任の総会・理事会議事録（謄本）

■定款変更

定款の変更は、総会において特別議決を必要とする重要事項であり、必ず行政庁の認可を受けてから施行することになります。申請にあたっては事前にご相談下さい。

様式提出モデルについて

※前述の添付書類等全ての提出書類はA4サイズでの作成をお願いいたします。

1. 決算関係書類提出書の認可行政庁宛の鑑文

（協同組合・企業組合用）

〇〇〇〇 殿（※注①）

令和 年 月 日

〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇協同組合
代表理事 △△△△

中小企業等協同組合決算関係書類提出書

中小企業等協同組合法第105条の2第1項の規定により別紙の中小企業等協同組合の決算関係書類を提出します。

（商店街振興組合の場合）

〇〇〇〇 殿（※注①）

令和 年 月 日

〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇商店街振興組合（連合会）
代表理事 △△△△

商店街振興組合（連合会）決算関係書類提出書

商店街振興組合法第82条第1項の規定により商店街振興組合（連合会）の決算関係書類を別添のとおり提出します。

（協業組合・商工組合の場合）

〇〇〇〇 殿（※注①）

令和 年 月 日

〇〇〇〇協業組合・商工組合
〇〇市〇〇町〇〇番地
代表理事 △△△△

決算関係書類提出書

中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項（第71条）（※注②）において準用する中小企業等協同組合法第105条の2第1項の規定により、下記の書類を提出します。

記

- 1 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書および剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面
- 2 1の書類の承認をした通常総会（通常総代会）の議事録の謄本

- （※注②）・『法律第5条の23第6項』は協業組合の場合
・『法律第71条』は商工組合の場合

（※注①）組合の所管行政庁により宛名を変えてください。（例：認可庁が熊本県の場合）熊本県知事〇〇〇〇殿



2. 役員変更届関連の様式集

(協同組合・企業組合の場合)

〇〇〇〇 殿 (※注③)

令和 年 月 日

〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇協同組合
代表理事 △△△△

中小企業等協同組合役員変更届書

中小企業等協同組合法第35条の2の規定により中小企業等協同組合の役員の変更を別紙の変更した事項を記載した書面その他の必要書類を添えて届け出ます。

(商店街振興組合の場合)

〇〇〇〇 殿 (※注③)

令和 年 月 日

〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇商店街振興組合 (連合会)
代表理事 △△△△

商店街振興組合 (連合会) 役員氏名 (住所) 変更届出書

役員の氏名 (住所) に変更がありましたので、商店街振興組合法第45条の規定により別添書類を添えて届け出ます。

(協業組合・商工組合の場合)

〇〇〇〇 殿 (※注③)

令和 年 月 日

〇〇〇〇協業組合・商工組合
〇〇市〇〇町〇〇番地
代表理事 △△△△

役員の氏名 (住所) 変更届出書

役員の氏名 (住所) に変更がありましたので、中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項 (第47条第2項) (※注④) において準用する中小企業等協同組合法第35条の2の規定により、下記の書類を添えて届け出ます。

- 1 変更した事項を記載した書面
- 2 変更の年月日及び理由を記載した書面

(※注④) ・『法律第5条の23第3項』は協業組合の場合
・『法律第47条第2項』は商工組合の場合

(※注③) 組合の所管行政庁により宛名を変えてください。(例: 認可庁が熊本県の場合) 熊本県知事〇〇〇〇殿

(1) 変更した事項を記載した書面

新旧役員氏名 (住所) 対照表

新役員			旧役員		
役 名	氏 名	住 所	役 名	氏 名	住 所
理 事 長	〇〇 〇〇	熊本県〇〇市〇番〇号	理 事 長	〇〇 〇〇	熊本県〇〇市〇番〇号
副理事長	〇〇 〇〇	熊本県〇〇市〇番〇号	副理事長	〇〇 〇〇	熊本県〇〇市〇番〇号
専務理事	〇〇 〇〇	熊本県〇〇市〇番〇号	専務理事	〇〇 〇〇	熊本県〇〇市〇番〇号
理 事	〇〇 〇〇	熊本県〇〇市〇番〇号	理 事	〇〇 〇〇	熊本県〇〇市〇番〇号
監 事	〇〇 〇〇	熊本県〇〇市〇番〇号	監 事	〇〇 〇〇	熊本県〇〇市〇番〇号

(2) 変更年月日及び変更した理由を記載した書面

変更年月日 令和〇年〇月〇日 (※注⑥)

変更した理由 〇〇〇のため (※注⑦)

(※注⑤)

(※注⑤) 役員数により、適宜増減させてください。

(※注⑥) 通常総会又は臨時総会開催日 (役員が変更された日) を記入してください。

(※注⑦) (例) 任期満了による改選、代表理事 (理事) 〇〇辞任 (死亡) による等を記載してください。

ご不明な点は、本会までお気軽にお問い合わせください。また、定款変更等をお考えの際は、お早めにご相談ください。

熊本県中小企業団体中央会



TEL: 096-325-3255

HP: <https://www.chuokai-kumamoto.com/>



先進組合事例紹介 ～くまものがんばる組合～

北部町工業団地協同組合

組合の結束強化！
「じぶんごと」から「みんなごと」へ

本会では、中小企業が抱える経営課題に対し、組合が持つノウハウや組織力を積極的かつ効果的に活用した先進的事例を収集しております。今回、全国の先進事例として発表された本県の組合をここにご紹介します。

組合概要

住 所

〒861-5531
熊本県熊本市北区北迫町33

設 立

昭和57年6月

主な業種

木造建築工事業、鉄筋工事業、建築金物工事業、木製建具工事業、パン製造業、石工品製造業、建築用金属製品製造業、金属プレス製品製造業、建築用金属製品卸売業又は空瓶・空缶等空容器卸売業

組合員数

10人

出資金

2,150千円

背景・目的

近年多発している自然災害に対し、企業単体のみではなく工業団地全体で取り組む必要性を感じ、連携事業継続力強化計画の作成を決定した。当組合は設立から42年経過し、代替わりや加入企業の入れ替わりも多くなってきており「組合」そのものの意義が薄れてきている。組合員全体で計画作成に取り組んでいくなかで、組合員同士の情報共有や結束力の向上を図ることも大きな目的の一つとした。

取り組みの手法と内容

本計画作成にあたって組合員の合意形成を図り、納得して取り組んでもらうため中央会の担当者を招き、計画の趣旨とメリットについての事前説明会を開催し、実際の計画作成は専門家を講師として招いた研修会を計3回実施した。研修会は毎回3時間の長丁場だったので組合員のモチベーションの維持に苦慮したが、研修会では質疑応答や意見を出し合う時間が多く設けられていたため、組合員も「聞く」だけでなく「じぶんごと」として積極的に参加する意欲が高まった。

今回のような取り組みを行う場合、従来は理事の三役が主導で行うケースが多く負担が偏りがちだったが、一昨年、組合の中で「パワーアップ委員会」と「イメージアップ委員会」を立ち上げ、理事会で実施が決まった取り組みについては、どちらかの委員会が主導で行うことになった。当該事業はパワーアップ委員会が主導して実施したが、委員会が旗頭になったことでスムーズな事業の遂行につながった。

計画作成後も防災や事業継続等、これまでなかった新たな切り口でのコミュニケーションが組合員の中で活性化している。また、今回の計画は組合全体で取り組む必要があることから、組合員の中で「組合のために何ができるか」という意識が醸成され、それが結束力の向上につながっている。

成果とその要因

パワーアップ委員会が主導したこと、計画を作成する過程で「組合のために」という意識が高まり「じぶんごと」から「みんなごと」へと組合員が変化したことが、成果の要因である。

今後も組合の永續に向け、今回結束して事業を行った経験を活かし、現在の急変する外部環境に応じた「仕組みづくり」に組合全体で取り組んでいくことが期待できる。



事前説明会を実施したことで組合員に納得感が生まれ、研修会への参加を通じて「じぶんごと」から「みんなごと」へと意識が高まり、結束力が向上したことがポイントである。



組合 Hot News

県内で5件目の「特定地域づくり事業協同組合」認定！

TOBASE Island Works協同組合

4月11日（金）、TOBASE Island Works協同組合が熊本県の木村知事を表敬訪問し、3月19日付で認定を受けた「特定地域づくり事業協同組合」の報告を行いました。

古石理事長から、三角町に安定した雇用を創出することで地域の賑わいを回復させ、また、マルチワーカーの方々が将来独り立ちできるよう支援していくとの抱負が述べられました。

報告を受けた木村知事からは、知事自身が当制度の創設に携わっていたことから、理想としていた農業と漁業の連携モデル（県内初）に、鳥獣対策という公共的な業務も加わったことで、素晴らしい組み合わせとなり大変喜ばしいとの挨拶が行われました。



認定の報告を行う古石理事長



末松宇城市長、古石理事長、木村知事



表敬訪問後の記念撮影

「中央会役員の声を聴く」



秦 英房 氏（熊本個人タクシー事業協同組合）

タクシー業界はお客様の増加とタクシー不足によって忙しい状況になっていますが、お客様の全体的な動きはコロナ禍前まで戻っていないように感じます。法人タクシーのドライバー不足は改善しつつあり、ライドシェアの導入などもあってタクシー不足も幾分かは改善していますが、コロナ禍でタクシー業界を離れた方々はなかなか戻っていません。個人タクシーにおいては新規免許の規制がなくなり、今後は新規免許取得による組合加入者も期待できる状況ですが、一方で組合員の高齢化が進み、75歳定年での廃業が年々多くなることから組合員数の減少に歯止めが掛からない状況にあります。また、燃料の高騰が大きな影響を及ぼしており、タクシーもハイブリッド化が進んでいる状況です。

前田 博明 氏（熊本総合鉄工団地協同組合）

組合員の業況は、近年の米中貿易間の緊張や、新たな米国のトランプ政権の発足により、今年度の事業収益については大幅な減少となる見込みであり、厳しい経済状況は続くものと予想します。また、TSMCの進出に伴い人材の確保では厳しい面もありますが、業績に対する効果はこれから出てくると期待しているため、賃上げや育児・介護休暇などの福利厚生面を充実することで、継続的に人材確保に取り組みたいと考えています。

現在、ものづくり補助金や省力化補助金など、各種補助金事業が出ておりますが、申請には自ら事業計画を策定しなければならず、我々は計画策定を通して置かれた環境を明確にし、国には事業者寄り添った支援策となることを強く望んでいます。

河島 一夫 氏（熊本県商店街振興組合連合会）

各商店街で事業を行う小規模事業者、特に小売業者においては、輸送費・光熱費を始め、諸経費が高騰している中、売上は例年並みという事業者が多い印象で、現時点では景気が良い状況とは言えないと思われます。その上、従業員の労働時間や休暇に対する規制が厳しく、より多くの従業員を雇用するか、営業時間そのものの短縮で対応せざるを得ない状況があり、従業員の大幅な賃上げも難しいのが現状かと思います。

商店街の活性化の為、来街者の増加と滞留時間を長くすることが必要になると思います。そのために、バスや市電など公共交通機関の稼働時間の拡大、またアーケードの改修・撤去を含めた商店街のまちづくりに対する積極的な支援策を期待いたします。

増田 好信 氏（熊本地区内航海運協同組合）

当組合では、内航海運業が抱えている様々な課題の改善を図るため、国交省海事局との意見交換や現場環境の見直し・改善等を行い、内航海運業の活性化に向けて組合員一丸で取り組んでおります。また、上天草市では少子高齢化が課題となっていることから、『上天草市海運業次世代人材育成推進協議会（2016年に発足、上天草市等10団体で構成）』にて内航海運業をPRするポスターやパンフレット作製、小中学校への出前授業も行っています。こうした地道な活動や地域からの理解も深まり、内航海運業の認知が徐々に広がっています。

今後も内航海運業を様々な方に知って貰えるように地域一体で取り組んでまいりたいと考えております。

中央会からのお知らせ

熊本県中小企業団体中央会

第70回通常総会のご案内（予定）

● 開催日時 令和7年5月29日(木)
15:30～

● 開催場所 ホテル日航熊本
熊本市中央区上通町2-1
TEL: 096-211-1111



後日、会員の皆様には、別途御案内致します。また、通常総会終了後には、交流懇親会を行いますので万障繰り合わせの上ご出席賜いますようお願い申し上げます。



くまもとUBA

UNITED BUSINESS ASSOCIATIONS

青年部活動レポート

社会貢献活動で業界の地位向上に取り組む

熊本県生コンクリート工業組合青年部

熊本県生コンクリート工業組合青年部（満石忠弘会長：株式会社和商一）では、多岐にわたる社会貢献活動に精力的に取り組んでおり、活動を通して業界の地位向上に努めています。今年3月19日に下通COCOSA前で行った献血活動では、輸血を必要とする方の為、街頭で献血への協力を呼びかけました。年2回実施するこの献血活動は、1997年の青年部創立時から毎年実施している恒例の活動で、これまでの献血協力者数は3516名にも及びます。献血協力者数が減少している昨今、若い世代の献血への理解と協力を得るためにも青年部世代が協力を呼びかける意義は大きく、また活動を通じて業界のイメージアップと青年部会員同士の結束にもつなげたいという考えのもと、多数の青年部会員が尽力されています。



当青年部ではその他にも会員企業で出たペットボトルキャップ回収活動も行っています。キャップ1kgをゴミとして焼却しないことでCO₂が約3kg以上削減され、回収したキャップは分別や異物除去等の作業を必要とすることから障害者作業所における雇用を創出しています。また、学生を対象にした工場見学会を企画・開催しています。人手不足が深刻となっている昨今、若手人材を確保していく為、業界に足を踏み入れる可能性のある学生に対し、アプローチしていくことも、若い世代で構成される青年部ならではの重要な活動の1つようです。

若手経営者交流会を開催しました！

令和7年3月26日(水)、若手経営者交流会を実施しました。会員青年部同士の親睦を深めるため、毎年実施している事業ですが、今回の交流会では「コーヒーを知る」ことをテーマに開催。LOBBY by ROTARYCOFFEEにご協力いただき、オーナーである東貴史さまに講師をお願いしました。お店で取り扱うスペシャルティ



コーヒーと一般的なコーヒーの違いをレクチャーいただき、コーヒーの香りや味を評価する為の手法「カップping」を参加者全員で体験しました。普段とはひと味違うコーヒーの楽しみかたを学びながら、参加者からも質問が飛び交うなど、和気あいあいとした雰囲気中で、楽しい交流会となりました。ぜひお店にも足を運んでみてはいかがでしょうか。ご参加いただきありがとうございました。



【お問い合わせ先】 熊本県中小企業団体中央会青年部協議会事務局
TEL:096-325-3255 youth@chuokai-kumamoto.com 担当：佐々木・齊藤

協調支援型特別保証制度のご案内

「熊本県生産性向上等緊急支援資金*」

金融機関のプロパー融資と保証付き融資を組み合わせること等により
金融仲介機能の一層の強化を図り、中小企業者の経営の安定や事業の発展、
多岐にわたる経営課題解決への取組みを後押しする保証制度です。

* 熊本県中小企業融資制度をご利用の場合

今が最も
お得！

令和7年3月14日～令和8年3月31日申込受付分までは
保証料 1 / 2 相当の補助があります！

* 申込時期により保証料補助の割合が異なります

資格要件（ご利用いただける方）

以下の①または②のいずれかに該当する方

- ①申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上（融資期間12ヶ月以上）のプロパー融資を受ける方
- ②申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方

ご利用例

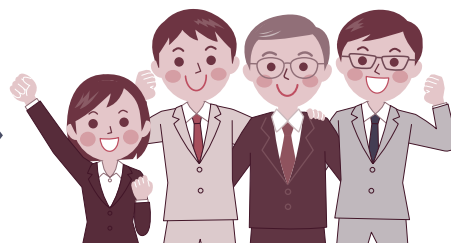
人手不足だから
経営安定のための
事業資金を借りたい…



保証付き融資と
プロパー融資（※1）を
一緒に借換えたい…



安心経営かつ
保証料の補助があってお得に
借換えができた！



例えば…

保証付融資
1,000万円

真水（※2）800万円



プロパー融資
100万円

真水50万円

※1 金融機関からの直接融資
※2 ニューマネー

など様々な
組み合わせ方法が
あります！

本制度についてのお問い合わせはこちら



熊本県信用保証協会



0120-69-3221

受付時間9:00～17:15
（土・日・祝を除く）

QRコードを読み取ることでHPからもご相談いただけます！

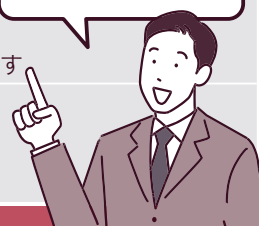
【本 所】096-375-2000
【八代支所】0965-33-2579
【天草支所】0969-23-2015



保証料の上乗せで**経営者保証が不要**となる 「事業者選択型経営者保証非提供保証制度」がご利用いただけます！

対象者	次の(1)～(5)をすべて満たす法人 (1) 過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること (2) 直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権が無く、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと (3) 次のいずれかを満たすこと ①直前決算において債務超過でない ②直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない (4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること ①保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること ②保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと (5) 保証料引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること ※法人の設立後最初の事業年度（設立事業年度）の決算が無い法人の場合、(1)、(2)及び(3)は問いません。 設立事業年度の次の事業年度の決算が無い法人の場合(3)は問いません。
対象制度	原則として次の信用保険が付保された全ての保証が本制度の対象となります ①無担保保険 ②公害防止保険 ③エネルギー対策保険 ④海外投資関係保険 ⑤新事業開拓保険 ⑥事業再生保険 (注1) 本制度は、個別の保証制度ではありません (注2) 法令の定めるところにより保証人を徴求しない保証は本制度の対象外となります
保証料率	対象者(3) ①及び②のいずれも満たす場合 → 利用する保証制度所定の保証料率に0.25%上乗せ 対象者(3) ①又は②のいずれか一方を満たす場合 → 利用する保証制度所定の保証料率に0.45%上乗せ

詳細は保証事務課まで
お問い合わせください



熊本県信用保証協会

〒860-8551 熊本市中央区南熊本4-1-1

お問い合わせ先

保証部保証事務課

☎ 0120-69-3221

～65歳超雇用推進助成金のご案内～

65歳超継続雇用促進コース

65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上への継続雇用制度の導入、他社による継続雇用の導入のいずれかの措置を実施する事業主の皆様を助成します。

主な支給要件

- ①労働協約または就業規則で定めている定年年齢等を、過去最高を上回る年齢に引上げること
- ②定年の引上げ等の制度を規定した際に、専門家等に就業規則の作成等を委託し、経費の支出があること。また、改正前後の就業規則を労働基準監督署へ届け出ること
- ③1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること
- ④高齢者雇用等推進者の選任及び高齢者雇用管理に関する措置※の実施

支給額

・定年の引上げ等の措置の内容、60歳以上の対象被保険者数、定年の引上げ年数に応じて**160万円**まで支給

高齢者評価制度等雇用管理改善コース

高齢者の雇用管理制度を整備するための措置（賃金制度、健康管理制度等）を実施した事業主の皆様を助成します。

支給対象となる主な措置の内容（注1）

- ①高齢者の能力開発、能力評価、賃金体系、労働時間等の雇用管理制度の見直しもしくは導入
 - ②法定の健康診断以外の健康管理制度（人間ドックまたは生活習慣病予防検診）の導入
- （注1）措置は、55歳以上の高齢者を対象として労働協約または就業規則に規定し、1人以上の支給対象被保険者に実施・適用することが必要。

支給額

支給対象経費（注2）の**60%**
（中小企業事業主以外は**45%**）

（注2）措置の実施に必要な専門家への委託費、コンサルタントとの相談経費、措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウェア等の導入に要した経費（経費の額に関わらず、初回の申請に限り50万円の費用を要したものとみなします）

高齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主の皆様を助成します。

主な支給要件

- ①無期雇用転換計画に基づき、無期雇用労働者に転換していること
- ②無期雇用へ転換した労働者に転換後6ヶ月分（勤務した日数が11日未満の場合は除く）の賃金を支給していること
- ③高齢者雇用等推進者の選任及び高齢者雇用管理に関する措置※を1つ以上実施し、無期雇用転換制度を就業規則等に規定していること
- ④雇用保険被保険者を事業主都合で離職させていないこと

支給額

・対象労働者1人につき**30万円**
（中小企業事業主以外は**23万円**）

高齢者雇用管理に関する措置※とは
55歳以上の高齢者を対象とした、次のいずれかに該当するもの(a)職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等、(b)作業施設・方法の改善、(c)健康管理、安全衛生の配慮、(d)職域の拡大、(e)知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進、(f)賃金体系の見直し、(g)勤務時間制度の弾力化

- ★お問い合わせや申請は、熊本支部高齢・障害者業務課までお願いします。
- ★コースごとに申請受付期間が異なります。
- ★制度の詳細はホームページ（<https://www.jeed.go.jp>）をご覧ください。

助成金説明会のご案内

開催日：令和7年 5/9、7/3、8/28、10/8、11/26
令和8年 2/5

場 所：ポリテクセンター熊本（合志市須屋2505-3）

- *参加無料
- *制度の詳細、説明会の詳細、申込方法については、熊本支部ホームページをご覧ください

JEED 熊本 検索

お問い合わせ先

JEED 熊本支部



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
TEL：096-249-1888

令和7年3月分

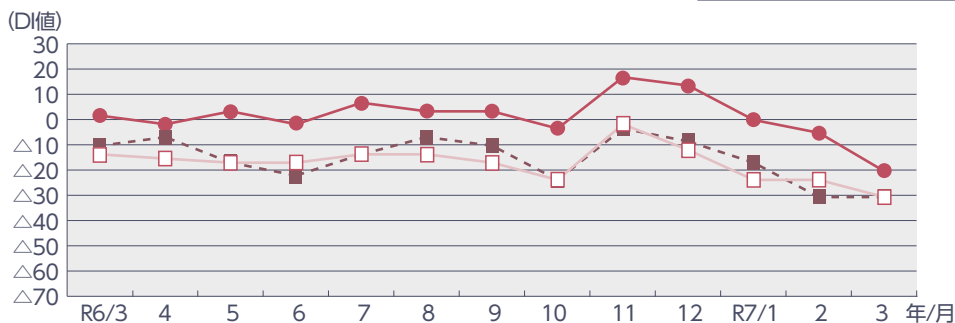
景況ウォッチャー

情報連絡員の皆様から寄せられた回答を基に作成しています。

※DI値とは、前年同月と比較した企業の景況感を示す景況判断指数のことです。

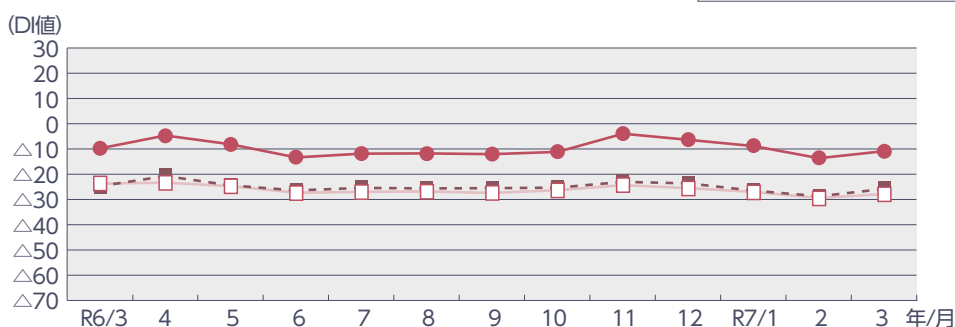
※DIの計算方法（『増加』『好転』した組合数－『減少』『悪化』した組合数）÷回答組合数×100

■ 景況の推移（前年同月比） 熊本県集計



	R6/3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	R7/1	2	3
売上高	1.7	-1.7	3.4	-1.7	6.8	3.4	3.4	-3.4	16.9	13.6	0	-5.1	-20.3
収益状況	-10.2	-6.8	-16.9	-22	-13.6	-6.8	-10.2	-23.7	-3.4	-8.5	-16.9	-30.5	-30.5
業界の景況	-13.6	-15.3	-16.9	-16.9	-13.6	-13.6	-16.9	-23.7	-1.7	-11.9	-23.7	-23.7	-30.5

■ 景況の推移（前年同月比） 全国集計



	R6/3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	R7/1	2	3
売上高	-9.7	-4.6	-8.1	-13.3	-11.8	-11.7	-12.0	-11.1	-3.9	-6.3	-8.8	-13.6	-10.8
収益状況	-24.7	-20.7	-24.4	-26.4	-25.4	-25.6	-25.5	-25.3	-23.0	-23.6	-26.5	-28.7	-25.8
業界の景況	-23.7	-23.3	-24.7	-27.3	-27.0	-26.8	-27.4	-26.3	-24.3	-25.5	-27.0	-29.4	-27.8

■ 熊本の経済指標

※鉱工業指数は2010年、消費者物価指数（熊本市）は2010年を100とした指数

※中古車登録台数は中古新規登録のみです。

①熊本の人口（R7. 3）	1,690,817人	➡	⑪新車登録台数（R7. 3）	4,489台	⬆
②鉱工業指数 生産（R7. 1）	117.3	➡	⑫中古車登録台数（R7. 3）	2,810台	➡
③鉱工業指数 出荷（R7. 1）	118.4	➡	⑬預金残高（R6.11）	7兆8,246億円	➡
④鉱工業指数 在庫（R7. 1）	65.6	⬇	⑭貸出残高（R6.11）	5兆2,790億円	➡
⑤公共工事請負額（R7. 1）	150億円	⬇	⑮企業倒産件数（R7. 2）	7件	⬇
⑥設住宅着工戸数（R7. 1）	952戸	⬇	⑯企業倒産負債総額（R7. 2）	22億5,500万円	⬇
⑦百貨店売上高（九州）（R7. 1）	592億円	➡	⑰輸出（R6.12）	36億円	⬇
⑧スーパー売上高（九州）（R7. 1）	1,065億円	➡	⑱輸入（R6.12）	101億円	⬇
⑨共同店舗売上高（県内7店舗）（R7. 1）	3億5,648万円	⬇	⑲消費者物価指数（R7. 1）	109.7	➡
⑩生コン出荷量（R7. 3）	114,008m ³	➡			

前年同月比（%）： -10%以上 ⬇ 減少 -5%以上～-10%未満 ⬇ やや減少 0～±5%未満 ➡ 不変 +5%以上～+10%未満 ⬆ やや増加 +10%以上 ⬆ 増加

【データ出典】 ■①…熊本県統計人口調査 ■②～④…熊本県鉱工業指数月報 ■⑤～⑧、⑬～⑱…熊日新聞掲載
■⑨…熊本県中央会調べ ■⑩…熊本県生コンクリート工業組合 ■⑪・⑫…熊本県自動車販売店協会

情報連絡員便り

※情報連絡員の方より回答いただきました
フリーアンサーの中から一部掲載しています。

食料品 パン製造業

- 原材料価格の高騰があるも、なかなか価格転嫁が難しく、消費者の財布のひもも硬くなっているのか、売上が厳しいという声が出ている。共同工場自体は委託加工が増えて操業度は上がっているが、未だ収益に結び付いていない。

食料品 調味料製造業

- 主力の醤油、味噌の出荷量（生産量）は前年同月比でマイナス状況。売上減に歯止めがかからない状況である。

繊維工業 ニット製品製造業

- 若年層の人材確保が難しく、経営者の高齢化が懸念される。

木材・木製品 一般製材業

- 原木の減少に伴いチップ生産も減少しつつある。

窯業・土石製品 コンクリート製品製造業

- 製品価格がアップしたことにより、前年対比で売上、利益はややプラスとなっているが、出荷量は前年対比でやや減少しており、かげりが見えてきた。TSMC第二工場やその関連インフラに注視している。
- 県全体の売上高前年同月比はやや減少した。要因として、熊本地区における菊陽町の半導体製造工場周辺施設の需要が落ち着いたことなどが挙げられる。郡部地区の動向としてまず城北地区では出荷の約8割を民需が占めており、工業団地やマンション関係の需要が旺盛である。八代地区では民間の病院施設の建築工事やR2年豪雨災害復旧工事等により出荷が伸びている。天草地区ではトンネル工事や風力発電所の建設工事等の影響により前年同月比が増えているが、依然として熊本地区と郡部地区との出荷量に格差があり、特に郡部地区における今後の需要を注視している。

鉄鋼・金属 異業種

- 販売価格（運賃）は上昇したものの、それを上回る燃料費の高騰とトラックや消耗品の値上げがあり、収益は悪化している。
- 前年からの景況感の上昇で設備投資する企業が見られる。
- 多少の浮き沈みはあるが、全体的に安定しているように思われる。
- 日銀が金利を1月に上げ、2月に早速組合の金利が0.6%上昇。コストプッシュ型のインフレにも関わらず大変遺憾。組合及び組合員の景気に悪影響を及ぼすと考えられる。
- 売上高の減少傾向がやや緩和しているが、まだ回復基調には至っていない。相変わらず人材不足と原材料費の高騰が地場の中小企業の経営者にとって大きな負担となっている。半導体関連の経済波及効果が中小企業へはなかなか浸透していないものと思われる。

卸売業 各種商品卸売業

- 組合員企業のうち建設資材卸に関しては、資材の高騰に伴う価格転嫁が徐々になされており売上は上向きに安定しているが、利益は横ばいである。食品卸売ではコロナ後は外食が少しずつ増加傾向となっている。また、病院等の給食関連食材を新たな販路にするなど引き続き拡大を図っている。
- 新入社員の確保について、欲しい人数には届いていないケースがほとんどである。トランプ大統領に関連する影響は、間接的にもうしばらくすると出てくるものと考えられる。厳しい状況も予測できる。

卸売業 野菜卸売業

- 野菜の値段の一部高止まりはあるものの、かなり相場は落ち着きを取り戻しつつある。

小売業 燃料小売業

- 3月上旬から中旬にかけ円高に推移した為か、円建原油価格が下がった。しかし、エネ庁公表のレギュラーガソリン全国平均価格の関係で、燃料油価格激変緩和対策事業補助金が減額された為、卸価格が販売価格に転嫁しづらい金額で上昇し、円高の恩恵を受けるには至らなかった。

小売業 その他の小売業

- 組合員の高齢化に伴い、事業承継がスムーズに行えている組合員がいる一方で、後継者が不在で廃業せざるを得ない組合員もいる。また、大型店に太刀打ちできないなど、様々な問題がある。

小売業 各種商品小売業

- 組合で運営している鮮魚部門において昨年12月に1名の退職者があり、その後翌年1月には新規採用できたものの、3月末に退職。
- 組合員である鮮魚販売店が3月31日で退店した。売上実績：95.2%、客数：91.4%、客単価：104.1%となった。米穀等の高騰等も大きく影響していると考えられる。
- 競合店が3月に改装を実施し、9日間の閉店期間中は売上が10%伸びたものの、1か月間では厳しい実績となった。競合店の今回の改装で100円均一が大幅に拡大しており影響が懸念される。当店舗には1月中旬より、10坪程の売場に健康治療機器の宣伝販売が常設された。これにより150人ほどの入店客数が増加している。
- 寒冷日が続くこと客足に影響するため売上は低調。春の観光需要に期待している。

商店街 天草市

- 天草市内の廃業が増加している。

サービス業 その他のサービス業

- 年度末ということで決算処理に追われる時期である。また、季節に起因するイベントが重なり多忙な時期でもある。諸物価の高騰や人件費の上昇などに伴い、来年度については新たな課題が山積している。

サービス業 自動車一般整備業

- 利益は上がっていないが、部品の仕入や光熱費が高騰し、毎月の運転資金が上昇。

建設業 鉄筋工事業

- 建設業に従事する我が国の若者の減少と共に技能者の高齢化が進み、外国人技能実習生等に頼っている実情から、安全面において意思疎通が危ぶまれている。魅力ある建設業（処遇改善）を目指して建設業法改正等が抜本的に行われているが普及には時間を要する。鉄筋業としてはその一歩として建設業法改正に伴う推進活動を実行し、4月から下請けへの説明会を予定している。
- 資材高騰・賃金アップによる経営圧迫（価格転嫁も厳しい）。TSMCの賃金との格差に伴い追いつかない状態となっている。

運輸業 沿海海運業

- 用船料が上がり、収益状況も改善しているが、アメリカの関税の問題で先行きは不透明である。

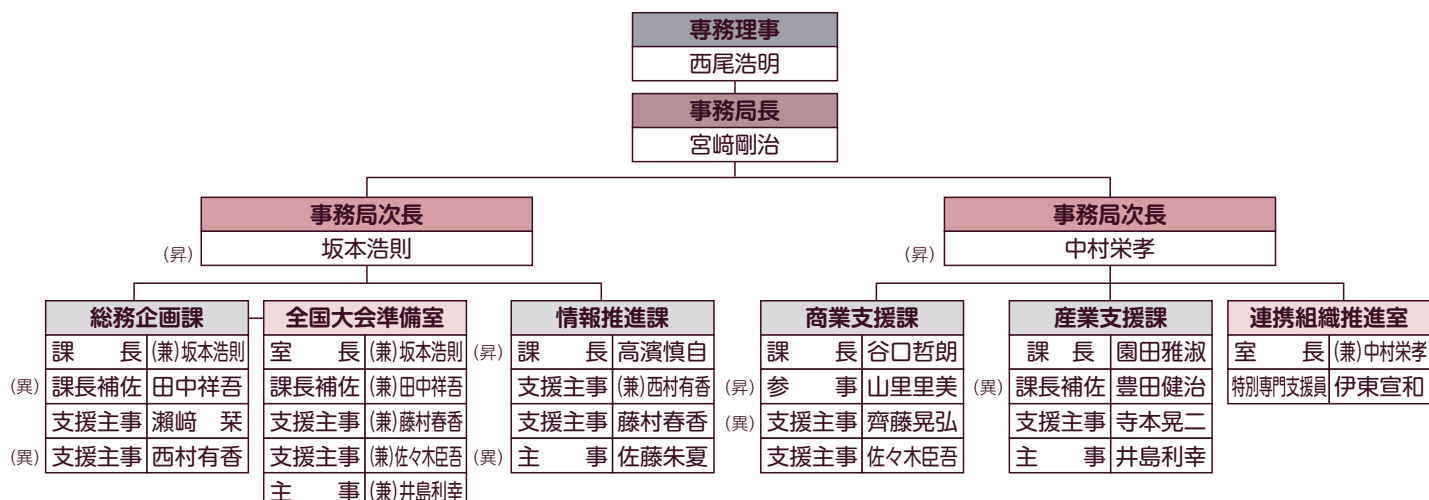
運輸業 一般乗用旅客自動車運送業

- 3月は異動時期であり、週末は稼働率が上がるので若干売り上げがアップしている。

運輸業 一般貨物自動車運送業

- 3月の荷動きは例年どおりだった。荷が減った状態であるが人員的にはちょうど良い。売上は運賃の上昇とともに微増であるが、経費が大きく増加しているため利益は減少している。

令和7年4月1日より中央会事務局が新しい体制になりました



熊本国税局からのお知らせ

税務行政のDXについて

国税当局では、令和5年6月に公表した「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション税務行政の将来像2023-」において、「納税者の利便性の向上」や「課税・徴収事務の効率化・高度化」、「事業者のデジタル化促進」を取組の柱とし、税務行政のDXに取り組んでいくこととしています。

例えば、納税者の皆様は、日常使い慣れたデジタルツール（スマートフォン、タブレット、パソコンなど）から簡単・便利に手続を行うことができる環境の構築を目指すなど、これまで以上に“納税者目線”を大切に、各種施策を講じることで、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現を目指しています。

e-Taxのご利用（マイナポータルと連携した申告書等の入力・作成、電子納税証明書の請求・受取、法人税申告の添付書類を含めたe-Tax送信（ALLe-Tax）など）やキャッシュレスによる納付手続、オンラインによる税務相談など、税務署に出向くことなく手続きができるツールのご活用をお願いいたします。

詳しくは、国税庁ホームページのトップページ（<https://www.nta.go.jp>）又は **国税庁 検索**）にある「税務行政のDX」をご覧ください。

スマホをご利用の場合は、こちらの二次元コードからもご利用になれます。

国税相談専用ダイヤル：0570-00-5901 ※ナビダイヤル



編集後記

この度、人事異動等に伴い、4月1日より本会の組織体制が変わりました。組合担当者も一部変更になりましたので、組合訪問させて頂いた際はどうぞよろしくお願いいたします！

特集にも掲載させていただきましたが、総会終了後は2週間以内に決算関係書類などの提出が義務付けられております。多忙な時期であるご察いたしますが、つつい「1年に1回だから忘れてしまう」という方や、今回初めての決算期を迎えることから「何を提出したら良いかわからない」と悩まれる方もいらっしゃるかと思います。ご不明な点がございましたら、お気軽に担当支援員までご相談ください。それでは、来月号もお楽しみに～！(☺)

情報推進課 藤村春香

月刊 **中央会**

組合活性化情報
No.828/2025.5月号

TEL.096-325-3255 FAX.096-325-6949
E-mail:info@chuokai-kumamoto.com

発行所/熊本県中小企業団体中央会 熊本市中央区安政町3番13号 発行人・編集人/専務理事 西尾浩明 印刷所/コロニー印刷 熊本市西区二本木3丁目12-37

健康で保険料がおトクに!

BESTパートナー
大樹生命
日本生命グループ



健診結果を出し、条件を満たせば、
保険料がお得になるかも!

よりそう保険。
大樹 Taiju Select セレクト

無配当保障セレクト保険

健康診断などの結果をご提出いただき、付加条件を満たしている場合に、
健康自慢を付加することで対象特約の保険料がお安くなります。

※健康自慢(健康体料率(特約用))を付加できる保険は、大樹セレクト(無配当保障セレクト保険)です。健康自慢の付加にあたっては、所定の要件があります。※ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり(約款)」をご覧ください。

大樹生命保険株式会社 熊本支社

〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町1-1 大樹生命ビル5F TEL:096-354-4378
<https://www.taiju-life.co.jp/>

R-2024-1008(2024.10)

商工中金の 中小企業組合支援

個々の企業では解決できないさまざまな課題に、連携して
対応する中小企業組合。商工中金は、1936年の設立以来、
一貫して組合・組合員の価値向上に取り組んでいます。
これまでも、これからも、商工中金は、組合運営のフォローや
補助金等の情報提供、ご融資を通じて、組合が手がける
さまざまな共同事業の円滑な発展をサポートしていきます。

商工中金は、経営の総合支援パートナーへ。

熊本支店 TEL:096(352)6184

〒860-0846 熊本市中央区城東町2番23号



人を思う。未来を思う。

商工中金

中央会会員組合および組合員事業所の皆さまへ

24時間健康相談等のメディカル総合サービス付き

傷害総合保障共済のご案内

- ①思いがけない傷害事故や、疾病・介護が必要なときの経済的負担をしっかり保障します。
共済金は、政府労災に関係なくお支払いします。

傷害共済金（死亡・後遺障害・入院・手術・通院）

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをしたときに共済金をお支払いします。



自動車にはねられて
ケガをした



階段から転んで
ケガをした



仕事に
ケガをした



料理中に
ヤケドをした



自転車転倒し
ケガをした



ゴルフ場でプレー中に
ケガをした

疾病共済金（死亡・入院）

疾病を被り、死亡または継続して30日以上入院したときに、あらかじめ定められた額の共済金をお支払いします。

※A,Bタイプのみ



心臓病で死亡した



脳こうそくで入院した

傷害介護共済金

傷害により、約款に定める後遺障害となり、かつ寝たきりにより要介護状態となったときに共済金をお支払いします。

食事において
他人の介護が必要



- ②健康支援のための「ハロー健康クラブ24」のサービスが無料でご利用いただけます。

24時間電話健康相談サービス

健康・医療・育児・介護相談

医療機関情報の提供

メンタルヘルスの相談

専門医による電話相談（予約制）

事前予約により各分野の専門医に相談できます。

メディカルナビゲーション

医療カウンセリングのプロが直接悩みをお聞きし、セカンドオピニオンサービス等をご提案。

※提供/ディーバック株式会社（提携会社）

※共済掛金は月額1,000円と2,000円のコースがあります。満6歳からご加入いただけます。

※詳細については、傷害総合保障共済パンフレットをご覧ください。

★上記のほか、各種共済もごございます

お申込み、お問い合わせは 中央会へ

（取扱団体名）

熊本県中小企業団体中央会

熊本市中央区安政町3番13号（熊本県商工会館6階）
TEL 096 (325) 3255 FAX 096 (325) 6949

（引受団体名）

安心、信頼、ゆたかな未来へ。

くまもと共済 熊本県火災共済協同組合

熊本市中央区安政町3番13号（熊本県商工会館5階）
TEL 096 (325) 3411 FAX 096 (354) 0861

（元受団体名）

全日本火災共済協同組合連合会

東京都中央区日本橋浜町2-11-2（日本橋中央ビル5階）
TEL 03 (3667) 5111 FAX 03 (3668) 8919